

拓殖大学ハラスメント防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、拓殖大学（以下「本学」という。）のすべての学生・職員等が、ハラスメントについて共通の認識を持ち、互いに個人の尊厳を尊重しつつ快適な大学環境作りに努めることができるよう、ハラスメントの防止及びその対応について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 この規程は、次に掲げる学生・職員等に適用する。

(1) 学生とは、本学の学部、大学院、別科に在籍する学生及び本学で教育を受けるすべての者をいう。

(2) 職員等とは、本学に勤務する専任及び非常勤の教育職員、事務職員、外部委託の勤務者等をいう。

(定義)

第3条 この規程でいうハラスメントとは、性的な言動によるハラスメント、勉学・教育・研究に関する言動によるハラスメント、優越的地位や職務上の地位に基づく言動によるハラスメント、育児・介護休業等の申出・利用等に対し就学・就業環境を害するハラスメント等、個人の属性や広く人格に関わる事項等に関する言動により、相手を不快にさせ、または尊厳を傷つけ、もしくは不利益を与えることをいう。

(周知・啓発活動)

第4条 本学は、研修会の開催、印刷物、ホームページ等のあらゆる機会、方法により、継続してハラスメントの防止について周知・啓発活動を行うものとする。

(相談窓口)

第5条 ハラスメントに関する相談窓口は次のとおりとする。相談窓口の相談員は、問題解決への援助を行うものとする。

(1) 学生：学生部学生支援室及び八王子学生支援室

(2) 職員等：総務部人事課及び本学が契約する第三者機関

2 前項のほか、本学が指名した専任職員を相談員として学生・職員等の相談窓口とする。

(報告)

第6条 相談を受けた相談員は、相談を行った者（以下「相談者」という。）の同意を得て、学生部長（学生に係わる事案の場合）又は総務部長（職員等に係る事案の場合）に報告を行う。

(相談員会議)

第7条 学生部長または総務部長は、必要に応じて相談員会議を開催し、適切な対応を講ずるものとする。

2 相談員会議の構成員は、学生に係る事案については副学長、学生センター長、学生部長、相談を受けた相談員とする。また、職員等に係る事案については副学長、事務局次長、総務部長、相談を受けた相談員とする。なお、相談員会議には、相談内容に応じてその他指名された相談員の内若干名を加えることができる。

3 学生部長または総務部長は、相談者の同意を得た上で、学長または事務局長に相談員会議の内容を報告するものとする。

(措置)

第8条 報告を受けた学長または事務局長は、必要な措置を講じるものとする。

(プライバシーの保護及び守秘義務)

第9条 ハラスメントの対応に係わるすべての者は、相談者並びに関係者のプライバシー保護に十分に配慮するとともに、知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(禁止事項)

第10条 ハラスメントに関する相談者並びに調査へ正当に協力した者に対しては、いかなる不利益となる取り扱いもしてはならない。

(関連規程等)

第11条 ハラスメントの防止及び対応についてはこの規程によるほか、「就業規則」、「教員必携」、「セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」による。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事長が決定する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。